

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 27 年 11 月 16 日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 武藤正信

#### 行政監査の結果について(報告)

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告します。

第 1 監査の種類 行政監査

第 2 監査の期間 平成 26 年 10 月 10 日から平成 27 年 11 月 6 日

第 3 監査対象事務 市の各課等が関わる任意団体等の会計事務(平成 25 年度)

第 4 監査の目的

実行委員会や協議会等の各種団体の現金出納などの会計事務について、これらの事務を市の課等において取り扱っている場合、公金外であっても公金に準じた厳正な事務執行が求められる。

こうした会計事務を行っているものについて、現金取扱事務を中心に会計事務の実態を調査し、内部のチェック体制や適切な管理システムが機能しているかどうか検証しようとするもの。

## 第5 監査の対象

各課等において、平成25年度に実行委員会や協議会等の各種団体の会計事務を取り扱っている156団体のうち、次の条件により86団体(55.1%)を抽出し調査対象とした。

- 1 25年度決算額20万円以上(63団体、うち1千万円以上5団体)
- 2 緑の募金事務局(14団体)
- 3 その他、会計事務取扱開始年度が古い団体等(9団体)

## 第6 監査の方法

監査対象団体の事業概要、所管課等での会計事務開始年度、事業費、補助金等の交付額、通帳等の管理状況等について当該所管課等から報告を受けるとともに、当該団体の設置要綱や事務取扱要綱等、平成25年度の予算書と決算書、収入・支出に関わる伝票等決裁書類、予算執行管理帳簿等を調査し、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

なお、部局・課等の名称については、平成26年度時点のものを使用している。

## 第7 監査の主な着眼点

- 1 当該団体の会計事務を市で取り扱うことについての根拠規定(規約等)は整備されているか。
- 2 収入・支出の決裁手続は案件ごとに漏れなく行われているか。
- 3 収入・支出の実績は帳簿等で管理し、現金や金融機関口座の残高との一致を確認できるようになっているか。
- 4 現金や通帳・口座届出印・キャッシュカード等の出納管理について、特定の担当者が一括管理するのではなく、組織として管理する体制になっているか。

## 第8 監査結果

### 1 任意団体の会計事務取扱状況

次の表のとおり、合計156団体の会計事務の取扱状況を部局等別に見ると、都市整備部が15団体で最多であり、次に農林水産部と総合事務所を除く自治・市民環境部で11団体であったほか、総合事務所については、柿崎区総合事務所で13団体の取扱いであった。課等で取扱団体数が最も多かったのは、河川海岸砂防課の10団体であった。

なお、総務管理部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、ガス水道局では取扱いがなかった。

【任意団体の会計事務取扱状況】

部局等	課等	団体名等	調査対象
企画政策部	新幹線・交通政策課	上越市地域公共交通活性化協議会	○
企画政策部	新幹線・交通政策課	上越市北陸新幹線建設促進まちづくり協議会	—
企画政策部	新幹線・交通政策課	信越本線利用促進沿線地域活性化協議会	—
企画政策部	新幹線・交通政策課	北陸新幹線建設・活用促進期成同盟会	—
企画政策部	新幹線まちづくり推進室	新幹線まちづくり推進上越広域連携会議	○
財務部	収納課	上越市租税教育推進協議会	○
防災危機管理部	防災危機管理課	上越市交通安全指導員会	○
防災危機管理部	防災危機管理課	上越市防災委員会	○
安塚区総合事務所	総務・地域振興グループ	緑の募金運動上越市安塚区	○
安塚区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市安塚区生活環境協議会	○
安塚区総合事務所	農業委員会安塚区駐在室	安塚農業者年金受給者連盟	—
浦川原区総合事務所	総務・地域振興グループ	浦川原区町内会長連絡協議会	—
浦川原区総合事務所	産業グループ	浦川原区緑の募金事務局	○
浦川原区総合事務所	産業グループ	おおしまふるさと体験協議会	○
浦川原区総合事務所	市民生活・福祉グループ	浦川原地区民生委員児童委員協議会	—
浦川原区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市浦川原区生活環境協議会	—
大島区総合事務所	総務・地域振興グループ	大島区町内会長連絡協議会	—
大島区総合事務所	総務・地域振興グループ	大島区緑の募金事務局	○
大島区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市大島区生活環境協議会	—
大島区総合事務所	教育・文化グループ	大島っ子を育む会	○
牧区総合事務所	総務・地域振興グループ	牧区緑の募金事務局	○
牧区総合事務所	総務・地域振興グループ	牧区農林業振興地区会議	○
牧区総合事務所	市民生活・福祉グループ	牧地区民生委員・児童委員協議会	—
牧区総合事務所	教育・文化グループ	牧っ子を育てる会	—
牧区総合事務所	農業委員会牧区駐在室	牧農業者年金受給者連盟	○
柿崎区総合事務所	総務・地域振興グループ	柿崎区町内会長連絡協議会	—
柿崎区総合事務所	産業グループ	柿崎時代夏まつり実行委員会	○
柿崎区総合事務所	産業グループ	上越地区酒造研究会	—
柿崎区総合事務所	産業グループ	米山山頂避難小屋連絡協議会	○
柿崎区総合事務所	産業グループ	かきざき田舎体験交流促進協議会	○
柿崎区総合事務所	産業グループ	越後田舎体験おがた連絡協議会	○
柿崎区総合事務所	産業グループ	越後田舎体験よしかわ里山倶楽部	○
柿崎区総合事務所	建設グループ	柿崎区緑の募金事務局	○
柿崎区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市柿崎区生活環境協議会	—
柿崎区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市赤十字奉仕団柿崎分団	—
柿崎区総合事務所	教育・文化グループ	柿崎区青少年育成会議	—
柿崎区総合事務所	教育・文化グループ	米山山麓ロードレース大会実行委員会	○
柿崎区総合事務所	農業委員会柿崎区駐在室	柿崎区農業者年金受給者連盟	—
大潟区総合事務所	総務・地域振興グループ	大潟区町内会長協議会	○
大潟区総合事務所	総務・地域振興グループ	大潟区防犯組合	—
大潟区総合事務所	総務・地域振興グループ	大潟区緑の募金事務局	○
大潟区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市赤十字奉仕団大潟分団	—
大潟区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市大潟区生活環境協議会	—
大潟区総合事務所	教育・文化グループ	大潟の子どもを育てる会	○
大潟区総合事務所	教育・文化グループ	卯の花音楽祭実行委員会	○

頸城区総合事務所	総務・地域振興グループ	頸城区新年祝賀会実行委員会	○
頸城区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市頸城区町内会長協議会	－
頸城区総合事務所	総務・地域振興グループ	頸城区 緑の募金事務局	○
頸城区総合事務所	総務・地域振興グループ	大池まつり実行委員会	－
頸城区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市頸城区生活環境協議会	－
頸城区総合事務所	農業委員会頸城区駐在室	頸城区農業者年金受給者連盟	○
吉川区総合事務所	総務・地域振興グループ	吉川区町内会長連絡協議会	○
吉川区総合事務所	総務・地域振興グループ	吉川区防犯組合	－
吉川区総合事務所	総務・地域振興グループ	吉川町ふるさと運動推進協議会	－
吉川区総合事務所	総務・地域振興グループ	吉川区緑の募金事務局	○
吉川区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市吉川区農業労働災害互助会	－
吉川区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市吉川区生活環境協議会	－
吉川区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市赤十字奉仕団吉川分団	－
吉川区総合事務所	教育・文化グループ	吉川区青少年育成会議	○
吉川区総合事務所	教育・文化グループ	尾神岳スカイスポーツ大会実行委員会	○
吉川区総合事務所	農業委員会吉川区駐在室	吉川区農業者年金受給者連盟	－
中郷区総合事務所	総務・地域振興グループ	中郷区町内会長連絡会議	－
中郷区総合事務所	総務・地域振興グループ	中郷区緑の募金事務局	○
板倉区総合事務所	総務・地域振興グループ	板倉区町内会長連絡協議会	－
板倉区総合事務所	市民生活・福祉グループ	板倉区生活環境協議会	○
板倉区総合事務所	産業グループ	緑の募金事務局	○
板倉区総合事務所	産業グループ	越後田舎体験牧地区協議会	○
板倉区総合事務所	産業グループ	越後田舎体験・清里連絡協議会	－
板倉区総合事務所	建設グループ	飯山・牧間県道昇格並びに整備促進期成同盟会	○
板倉区総合事務所	建設グループ	県道青柳高田線改修期成同盟会	○
板倉区総合事務所	建設グループ	雁平川改修期成同盟会	－
板倉区総合事務所	教育・文化グループ	板倉子ども会育成会連絡協議会	－
板倉区総合事務所	教育・文化グループ	宮古島市城辺交流事業実行委員会	○
清里区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市清里区町内会長連絡協議会	－
清里区総合事務所	総務・地域振興グループ	清里区防犯組合	○
清里区総合事務所	総務・地域振興グループ	清里緑の少年団育成会	－
清里区総合事務所	総務・地域振興グループ	緑の募金運動清里区事務局	○
清里区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市清里区生活環境協議会	○
清里区総合事務所	教育・文化グループ	清里区青少年育成会議	○
三和区総合事務所	総務・地域振興グループ	三和区町内会長協議会	○
三和区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市三和区緑の募金事務局	○
三和区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市三和区生活環境協議会	－
三和区総合事務所	市民生活・福祉グループ	日本赤十字社新潟県支部上越市地区三和分団	－
三和区総合事務所	市民生活・福祉グループ	三和区民生委員児童委員協議会	－
三和区総合事務所	教育・文化グループ	三和区青少年育成会議	○
名立区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市名立区農業振興協議会	○
名立区総合事務所	総務・地域振興グループ	上越市名立区緑の募金事務局	○
名立区総合事務所	総務・地域振興グループ	名立区町内会長協議会	－
名立区総合事務所	総務・地域振興グループ	名立区防犯協議会	○
名立区総合事務所	総務・地域振興グループ	名立・北御牧友好協会	○
名立区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市赤十字奉仕団名立分団	－
名立区総合事務所	市民生活・福祉グループ	上越市名立区生活環境協議会	○
名立区総合事務所	教育・文化グループ	名立の子どもを守り育む会	－
自治・市民環境部	共生まちづくり課	高田地区町内会長協議会	－

自治・市民環境部	共生まちづくり課	上越市町内会長連絡協議会	○
自治・市民環境部	共生まちづくり課	直江津地区町内会長協議会	○
自治・市民環境部	共生まちづくり課	上越市南地区町内会長連絡協議会	○
自治・市民環境部	共生まちづくり課	上越市北地区町内会長連絡協議会	—
自治・市民環境部	文化振興課	坂口謹一郎博士顕彰委員会	○
自治・市民環境部	文化振興課	小川未明顕彰委員会	—
自治・市民環境部	市民課	上越地区戸籍住民基本台帳事務協議会	—
自治・市民環境部	環境保全課	市民環境プロジェクト	○
自治・市民環境部	環境保全課	上越市環境フェア実行委員会	—
自治・市民環境部	生活環境課	上越市生活環境協議会	○
健康福祉部	福祉課	上越市障がい者スポーツクラブ 翔	—
健康福祉部	福祉課	日本赤十字社新潟県支部上越市地区	○
健康福祉部	福祉課	上越市民生委員児童委員協議会連合会	○
健康福祉部	高齢者支援課	上越地域居宅介護支援推進協議会	—
健康福祉部	こども課	上越保育事業研究会	○
産業観光部	商業・中心市街地活性化推進室	上越・妙高秋のSAKEめぐり実行委員会	○
産業観光部	上越ものづくり振興センター	上越ものづくり協議会	○
産業観光部	上越ものづくり振興センター	上越発酵食品研究会	—
産業観光部	産業立地課	直江津港湾協会	○
産業観光部	産業立地課	直江津港フェスティバル実行委員会	—
産業観光部	観光振興課	謙信公の郷振興協議会	○
産業観光部	観光振興課	高田開府400年祭実行委員会	○
産業観光部	観光振興課	佐渡市・上越市観光・航路連携協議会	—
産業観光部	観光振興課	市職員民踊協賛会	—
農林水産部	農業政策課	上越市農林水産業振興協議会	○
農林水産部	農業政策課	上越市農産物等販売促進実行委員会	—
農林水産部	農業振興課	上越そばまつり実行委員会	—
農林水産部	農業振興課	上越市鳥獣被害防止対策協議会	○
農林水産部	農業振興課	上越市担い手育成総合支援協議会	○
農林水産部	農業振興課	上越市耕作放棄地対策協議会	○
農林水産部	農業振興課	上越市認定農業者等組織連絡協議会	○
農林水産部	農林水産整備課	上越緑の少年団育成会	○
農林水産部	農林水産整備課	上越地域治山林道協議会	—
農林水産部	農林水産整備課	緑の募金運動上越市事務局	○
農林水産部	農林水産整備課	上越市桑取川魚の森づくり推進協議会	—
都市整備部	都市計画課	上越しみどりのフェスティバル実行委員会	○
都市整備部	道路課	上越魚沼地域振興快速道路建設促進期成同盟会	—
都市整備部	道路課	新潟上越地区国道事業促進協議会	○
都市整備部	道路課	三和区国道道整備促進期成同盟会	—
都市整備部	雪対策室	快適な「雪の高田」を創る会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	湯川改修期成同盟会	○
都市整備部	河川海岸砂防課	桑曾根川・錦川改修促進期成同盟会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	飯田川改修促進期成同盟会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	重川改修期成同盟会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	戸野目川改修期成同盟会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	関川水系河川改修促進期成同盟会	—
都市整備部	河川海岸砂防課	儀明川美化協議会	○
都市整備部	河川海岸砂防課	保倉川放水路建設促進期成同盟会	—

都市整備部	河川海岸砂防課	上越水資源開発利用協議会	○
都市整備部	河川海岸砂防課	上越市海岸協議会	○
教育委員会	学校教育課	上越市学校同和教育推進協議会	○
教育委員会	学校教育課	上越地区同和教育研究協議会	—
教育委員会	上越科学館	上越子ども発明工夫・模型・工作展実行委員会	—
教育委員会	上越科学館	上越市少年少女発明クラブ	○
教育委員会	青少年健全育成センター	上越市青少年健全育成委員協議会	—
教育委員会	青少年健全育成センター	上越市地域青少年育成会議協議会	○
教育委員会	青少年健全育成センター	社会を明るくする運動推進委員会	○
教育委員会	体育課	上越市ファミリー綱引大会実行委員会	—
教育委員会	体育課	えちご・くびき野 100km マラソン実行委員会	○
議会事務局		新潟県特別豪雪地帯市町村議会協議会	○
農業委員会事務局		農業委員会上越地区協議会	○
農業委員会事務局		上越市農業者年金受給者連絡協議会	○

### 【部局別集計結果】

部局等	取扱団体数	調査対象団体数
総務管理部	0	0
企画政策部	5	2
財務部	1	1
防災危機管理部	2	2
自治・市民環境部(総合事務所除く)	11	6
総合事務所計	85	46
安塚区総合事務所	3	2
浦川原区総合事務所	5	2
大島区総合事務所	4	2
牧区総合事務所	5	3
柿崎区総合事務所	13	7
大潟区総合事務所	7	4
頸城区総合事務所	6	3
吉川区総合事務所	10	4
中郷区総合事務所	2	1
板倉区総合事務所	10	6
清里区総合事務所	6	4
三和区総合事務所	6	3
名立区総合事務所	8	5
健康福祉部	5	3
産業観光部	9	5
農林水産部	11	7
都市整備部	15	6
会計課	0	0
教育委員会	9	5
議会事務局	1	1
選挙管理委員会事務局	0	0
監査委員事務局	0	0
農業委員会事務局	2	2
ガス水道局	0	0
計	156	86

## 2 各種団体の設立時期・市での会計事務取扱い開始年度について

各種団体の設立時期については、21 団体(24.4%)が不明であるが、平成元年から市町村合併した平成 17 年までに設立した団体は 31 団体(36.1%)であった。設立から 50 年以上経過するものも 4 団体あり、最も遡るものは、昭和 25 年設立の社会を明るくする運動推進委員会と同 26 年設立の上越保育事業研究会であった。

また、市での会計事務取扱い開始年度については、55 団体(63.9%)が各種団体の設立とほぼ同時期であった。

### 【設立時期】

区 分	昭和 63 年以前	平成元年～17 年	平成 18 年以降	不明	計
団体数	13	31	21	21	86
構成比(%)	15.1	36.1	24.4	24.4	100.0

### 【会計事務取扱い開始時期】

区 分	設立同時期	設立の翌年	設立 8 年後	設立 10 年以上経過後	不明	その他	計
団体数	55	5	1	3	5	17	86
構成比(%)	63.9	5.8	1.2	3.5	5.8	19.8	100.0

注：その他は、設立年が不明で会計事務取扱い開始年度のみが明らかな場合

## 3 各種団体の決算額(支出額)について

86 団体の平成 25 年度決算額(支出額)の分布状況は次のとおりである。決算額 1,000 万円以上となったのは、高田開府 400 年祭実行委員会(6,819 万円)、新幹線まちづくり推進上越広域連携会議(6,601 万円)、日本赤十字社新潟県支部上越市地区(2,575 万円)、上越ものづくり協議会(1,023 万円)、上越市地域青少年育成会議協議会(1,022 万円)の 5 団体であった。

### 【決算額の分布状況】

区 分	20 万円未満	20 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円 以上	計
団体数	22	35	17	7	5	86
構成比(%)	25.6	40.7	19.8	8.1	5.8	100.0

## 4 会計事務取扱いの根拠について

### (1) 当該課等で会計事務を取り扱うことの根拠規定

規約・会則等に、会計事務を当該課等で行うことを明記している団体は 86 団体中 64 団体(74.4%)であり、20 団体(23.3%)では、根拠規定が整備されていなかった。この 20 団体には、県緑化推進委員会の依頼により例年事務局機能を担っている緑の募金事務局 14 団体分が含まれるため、この分を除くと、88.9%で根拠規定が整備されている。

なお、他団体に事務局を置くことを規約等で定めているものの、実際は関係課等で事務局機能を担い会計事務を行っており、実態が規約等に則っていないものも 2 団体あつ

た。その他、事務局をコミュニティプラザに置くと規定し会計事務を総合事務所で行っていた場合や、所管課名までは規定せず、事務局を市役所に置くとして所管課まで特定していない場合など、不明瞭な規定も見受けられた。

今回の調査では約9割の団体で根拠規定が整備されていたが、市と各種任意団体はあくまでも別組織で、それぞれ独立して機能するものであることから、団体の事務全般及び会計事務については、各団体自らが行うことが原則であり、市が当該団体会計事務を行うことの必要性について、公益性に照らして適正であるか厳正な検証が求められる。その上で、やむを得ず市が事務局機能を担い会計事務を所管する場合は、会則等においてその根拠を明確に規定しておく必要がある。

**【関係課等における会計事務取扱いについて根拠規定の有無】**

( )内は緑の募金事務局を除いた場合の数値

区 分	団体数	割合(%)
規定あり	64(64)	74.4(88.9)
規定なし	20(6)	23.3(8.3)
その他(注)	2(2)	2.3(2.8)
計	86(72)	100.0(100.0)

注： 1団体は事務局をコミュニティプラザに置くと規定しつつ会計事務は総合事務所で行っていたもの。別の1団体は、所管課名までは規定せず、事務局を市役所に置くとして所管課まで特定していないもの。

(2) 会計処理規定の整備状況

財務や会計処理に係る事務手続について規定を定めていた団体は4団体であり、ほとんどの団体で未整備であった。決裁や会計処理方法に係る事務手続の規定は、適正な事務処理を行う根拠となるものであり、権限と責任の所在を明確にするためにも整備しておくことが求められる。

**【会計処理規定の整備状況】** ( )内は緑の募金事務局を除いた場合の数値

区 分	団体数	割合(%)
整備済	4(4)	4.7(5.6)
未整備	82(68)	95.3(94.4)
計	86(72)	100.0(100.0)

5 出納事務について

(1) 決裁手続き

収入に係る決裁書類については、62団体(72.1%)で伝票等を起票していたが、うち4団体は一部未作成、5団体は、参加者負担金等の同一案件に係る複数入金分を一括起票していた。一方、収入伝票を起票していない団体は、24団体(27.9%)であり、これには、募金等の取扱いで、明細や日計表は作成しているものの決裁手続きを行っていない場合も含まれる。また、支出に係る決裁書類については、72団体(83.7%)で作成されているものの、一部未作成や、全く作成せず、写しを含め請求書や領収書のみを保管している場合も15団体(17.4%)あった。

収入については、金融機関の口座に直接振り込まれるような場合、通帳記帳で確認



できることから省略しているものと見受けられるが、収入をその都度確認し予算に対する収入状況を常に把握しておくためにも、漏れなく起票しておくことが望まれる。

また、支出については、公金以外の出納ではあるが、市職員が取り扱う以上、担当者の独断処理による過誤を未然に防止し適切な処理を行うためにも、決裁手続きを経て支出についての意思決定がなされた記録性を担保した上で、執行すべきものとする。

その他、収入伝票や支出伝票を作成はしているが、その作成方法や内容に、公金を取り扱う場合では不適切とみなされるようなものが8団体で見受けられた。その内訳及び詳細は、「※その他内訳(収入・支出共通)」表中のとおりであるが、中には、起票せず事前に現金を引き出し、支出後に精算の上起票している場合が3団体あった。いずれも、支出に係る証拠書類と支出額との整合性はとれており、事前に現金を準備しておくことの必要性や事情は理解できるものの、団体の資金管理状況に不要な疑念を抱かれることのないよう、この3団体を始め以下5団体のような場合も含め、決裁手続きを経た上で必要書類を整備しておくような改善が望まれる。

【収入に係る決裁書類の作成状況】 ( )内は緑の募金事務局を除いた場合の数値

区 分	団体数	割合(%)
作成	62(59)	72.1(81.9)
すべて作成	45(42)	52.3(58.3)
複数入金分をまとめて作成する場合あり	5(5)	5.8(6.9)
一部未作成	4(4)	4.7(5.6)
その他	8(8)	9.3(11.1)
未作成	24(13)	27.9(18.1)
計	86(72)	100.0(100.0)

【支出に係る決裁書類の作成状況】 ( )内は緑の募金事務局を除いた場合の数値

区 分	団体数	割合(%)
作成	72(66)	83.7(91.7)
すべて作成	63(57)	73.3(79.2)
一部未作成	1(1)	1.1(1.4)
その他	8(8)	9.3(11.1)
未作成	14(6)	16.3(8.3)
計	86(72)	100.0(100.0)

※その他内訳(収入・支出共通)

内 容 [団体名(所管課等)]	団体数
起票せず事前に現金を引き出し、支出後に精算の上起票 〔吉川区青少年育成会議(吉川区教育・文化グループ)、上越市生活環境協議会(生活環境課)、謙信公の郷振興協議会(観光振興課)〕	3
特定の収入から関連分の支出を差し引いた金額で収入又は支出伝票を起票 〔三和区町内会長協議会(三和区総務・地域振興グループ)、坂口謹一郎博士顕彰委員会(文化振興課)〕	2
特定の案件に係る収入と支出を全額相殺し起票なし 〔上越市町内会長連絡協議会(共生まちづくり課)、直江津地区町内会長協議会(共生まちづくり課)〕	2
担当者の起案以外決裁はなく、監査2人の押印のみあり 〔名立・北御牧友好協会(名立区総務・地域振興グループ)〕	1

(2) 出納簿の整備状況

収入支出に係る出納簿については、ほぼすべての団体で整備されていたが、緑の募金関係事務取扱いの場合、決裁は経っていたが支出について未記載のものが4団体、町内会からの募金の日計表のみを作成していたものが1団体あった。未整備のうち2団体は越後田舎体験牧地区協議会とえちご・くびき野100kmマラソン実行委員会であり、これらの団体へは市から間接的又は直接に負担金や交付金が支出されている。特に後者については、市交付金は340万円に上り、収入のほぼ全額がこの交付金である。いずれの場合においても出納管理の正確性を担保しておくために出納簿を整備すべきである。

【出納簿の整備状況】 ( )内は緑の募金事務局を除いた場合の数値

区 分	団体数	割合(%)
整備している	83(70)	96.5(97.2)
すべて整備	78(70)	90.7(97.2)
支出について未記載	4(0)	4.7(0.0)
その他(日計表のみ)	1(0)	1.1(0.0)
未整備	3(2)	3.5(2.8)
計	86(72)	100.0(100.0)

(3) 根拠となる書類の整理状況

収入の内訳や根拠については、募金関係の団体分も含め概ね記録が収入伝票等に添付されていた。支出については、支出伝票に積算根拠や明細等が記載又は添付されており、振込依頼書や記帳記録により支払実績は確認可能だが、請求書や領収書の添付がないものや、領収書類に明細が記載されておらず金額の根拠が不明瞭なものなどが、以下の10団体について見受けられた。

【支出根拠となる書類等の不備状況】

団体名(所管課等)	内 容
新幹線まちづくり推進上越 広域連携会議 (新幹線まちづくり推進室)	旅費の領収書等のないものが散見された。
大島っ子を育む会 (大島区教育・文化グループ)	支出に係る伝票について、12件中7件が小中学校の教員への支出で教員からの領収書はあるが明細不明。
牧農業者年金受給者連盟 (農業委員会牧区駐在室)	研修会参加の際の費用弁償等について、受領印の押印なし(24年度のみ)。
吉川区青少年育成会議 (吉川区教育・文化グループ)	支出に係る伝票について、小学校等にやっつれ祭り参加消耗品費等として、助成金を15,000円×2校に支出し、教員からの領収印はあるが明細不明。
尾神岳スカイスポーツ大会 実行委員会 (吉川区教育・文化グループ)	市長杯と県知事杯の各大会の公認手数料の請求書等金額の根拠となる書類の添付なし。
越後田舎体験牧地区協議会 (板倉区産業グループ)	現金での支払いで領収書の添付なし：1件 口座振込での支払いで、伝票に支出根拠となる明細の記載はあるが、請求書が添付されていないものが散見された。

直江津地区町内会長協議会 (共生まちづくり課)	会長に仮払金(事務費2万円、交際費3万円、計5万円)を支出し14,561円返戻されているが、支出内容の記録や返戻の収入伝票がない。 決算書にある上越市町内会長連絡協議会交付金7万円の収入が、通帳にも出納簿にも記載されていない(伝票もなし)。一方、決算書の支出にある上越市町内会長連絡協議会分担金2万円と上越市北地区町内会長連絡協議会分担金5万円が、通帳にも出納簿にも記載がない。収支で相殺している(伝票もなし)。差引ゼロのため双方一致。会長からの返戻金も決算書の収入に記載なし(通帳への返戻記録あり)。
市民環境プロジェクト (環境保全課)	支出伺に、河川愛護活動への参加費や参加の際の私有車借上料にかかる請求書類の添付がない。
上越市生活環境協議会 (生活環境課)	ポリ袋等共同購入や薬剤等共同購入に係る手数料の支出命令書に支出根拠となる書類が添付されていない(共同購入数を取りまとめたリストはあり)。
農業委員会上越地区協議会 (農業委員会事務局)	研修会講師への謝礼と旅費の支出について、領収書等の添付なし。

(4) インターネットやクレジットカードを利用した支出について

調査した団体のうち、インターネットを利用して消耗品等を購入している場合が3団体で見られた。そのうち、1団体では、口座振込による支払いとしていたが、協議会宛の請求書を受領した上で前払をしており、他の2団体では、請求先への支払を職員個人名義のクレジットカードで行った上で、団体宛の領収書等を添付して支出伝票等を起票し、団体から職員への支払が行われていた。通常行われないこうした注文・支払方法が行われたのは、経費節減のほか、市内業者から容易に入手困難である等の理由からであったが、任意団体における支出であっても、市の職員が会計を取り扱う限り、商品未納等の不測の事態が生じたり、個人の購買と混同され不要な誤解を受けることのないよう、原則として検収後の支払とし、団体から直接支払うよう支出手続きを厳正に行われたい。

【インターネットによる購入状況】

団体名(所管課等)	支出内容	支払金額	支払方法	備考
謙信公の郷振興協議会 (観光振興課)	けんけんずクリアファイル2,000枚×2種	153,615円	口座振込	
上越市少年少女発明クラブ(上越科学館)	ラグ端子 図書	945円 1,680円	クレジットカード	
えちご・くびき野100km マラソン実行委員会 (体育課)	缶コーヒー60本×2回 缶コーヒー90本 缶コーヒー90本	2,640円×2回 2,680円×1回 2,949円×1回	クレジットカード	割引クーポン使用

## 6 金融機関口座の通帳等の管理状況

今回調査した 86 団体すべてにおいて金融機関口座が開設されており、通帳と口座届出印の管理状況について調査した。

### (1) 通帳と口座届出印の管理状況

全 86 団体で、通帳や口座届出印を施錠可能な金庫や書庫等に保管していた。そのうち、通帳と口座届出印を分けて保管していたのは 71 団体で、まとめて保管していたのは 12 団体、その他 3 団体は、総合事務所において、かつて戸籍等の重要書類を保管していた執務室の一角を占めるような耐火金庫内に、通帳や口座届出印を入れた手提げ金庫等を保管しており、手提げ金庫等には施錠していないものであった。耐火金庫自体は施錠して管理しているものの、更に個々の手提げ金庫等も施錠して管理することが望ましい。

#### 【通帳と口座届出印の保管状況】

区 分	団体数	割合(%)
分けて保管	71	82.6
まとめて保管	12	13.9
その他	3	3.5
計	86	100.0

### (2) キャッシュカードの作成・管理状況

4 団体でキャッシュカードを作成しており、団体名と保管状況は次の表のとおりである。キャッシュカードの作成については、平成 22 年 1 月 19 日付総務部長「実行委員会等の事務局業務の改善について(通知)」で、「実行委員会等の預貯金口座を管理する場合は、次の点を徹底すること」として「キャッシュカードは所持しない。既に所持している場合は、金融機関に返却する。」とされている。まず通知に則った取扱いが前提であるが、改めてカード所持の必要性を精査し、適正に管理されたい。

#### 【通帳と口座届出印、キャッシュカードの保管状況】((1)の分類と重複)

団体名(所管課等)	保管状況
上越市生活環境協議会 (生活環境課)	届出印とキャッシュカードは同一場所・同一者保管 通帳は別途保管
謙信公の郷振興協議会 (観光振興課)	届出印とキャッシュカードは同一場所・同一者保管 通帳は別途保管
高田開府 400 年祭実行委員会 (観光振興課)	届出印とキャッシュカードは同一場所・同一者保管 通帳は別途保管
えちご・くびき野 100 km マラソン 実行委員会(体育課)	通帳、届出印、キャッシュカードは全て同一場所・同一者保管

### (3) 通帳と口座届出印の管理者は同一者ではないか。

通帳の管理者が課長・次長や副課長・グループ長以上の管理職が行っている場合は 56 団体で、係長や班長の場合は 9 団体、主事・主任等事務担当者の場合は 21 団体であった。一方、口座届出印の管理者は、課長・次長や副課長・グループ長以上の管理職が行っている場合は 79 団体で、班長の場合は 2 団体、主事・主任等事務担当者の場合は 4 団体、団体の長が保管している場合が 1 団体であった。

7割近い59団体が通帳と口座届出印の管理者を別にしており、管理者を課長・副課長級以上の管理職とする団体も大半を占めていた。しかし、約3割の25団体で通帳と口座届出印の管理者が同一であり、紛失等の事故防止の観点からも、通帳と口座届出印を分けて保管するとともに、管理者も別とする必要があると認められる。

その他、上記(2)のとおり、通帳と口座届出印の管理者は異なるが、口座届出印とキャッシュカードの管理者が同一の場合が3団体あり、すべて同一の場合が1団体あった。

【通帳と口座届出印の管理者】

区 分	団体数	割合(%)
異なる	59	68.6
同一である	25	29.1
その他	2	2.3
計	86	100.0

【通帳管理者】

管理者	団体数	割合(%)
課長・副課長級以上の管理職	56	65.1
係長・班長	9	10.5
事務担当者	21	24.4
計	86	100.0

【口座届出印の管理者】

管理者	団体数	割合(%)
課長・副課長級以上の管理職	79	91.9
班長	2	2.3
事務担当者	4	4.7
団体の長	1	1.1
計	86	100.0

7 会計監査の実施状況

未実施の18団体のうち14団体は緑の募金事務局であり、事業を実施しているほぼすべての団体で内部監査が実施されていた。しかしながら、規約で事業の決算期間を4月～3月として3月末や4月中旬に会計監査を実施しているが、監査終了後に出納実績がある場合や伝票処理等に問題があっても了承されている場合が散見され、監査は実施されているが形骸化している側面もうかがわれた。

【会計監査の実施状況】

区 分	団体数	割合(%)
実施	68	79.1
未実施	18	20.9
計	86	100.0

8 募金の取扱状況

今回は、市の実施事業ではないため通常の監査において調査対象とはなり難い募金の取扱いについて、募金の管理状況等を中心に調査を行った。対象としたのは、会計事務取扱の報告があった緑の募金と日本赤十字社新潟県支部上越市地区で取り扱う各種募金である。

(1) 緑の募金

同募金は、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会(以下「推進委員会」という。)の依頼により実施しているもので、農林水産整備課内の緑の募金運動上越市事務局(以下「市事務局」という。)が市全体の募金の集約や合併前上越市の区域の募金案内を行っているほか、各総合事務所にも区単位での事務局(以下「区事務局」という。)が

あり、上記市事務局の依頼を受け各区の単位で町内会や学校等に募金の案内を行い区域内の募金を区事務局で集約し、最終的に市事務局が管理する金融機関口座へ納入している。

同募金には春の募金と秋の募金があり、募集期間(強化月間)はそれぞれ4月1日から5月31日、9月1日から10月31日とされているが、市事務局では6月と11月で集約の上、7月1日と11月8日に推進委員会へ納付していた。25年度実績額(納付額)は、春が6,587,740円、秋が32,675円で、計6,620,415円であった。

市事務局からは、町内会等から区事務局が管理する金融機関の口座へ直接納付してもらうように案内していたが、約半数の区事務局では、更に納付書を作成し町内会等に発送していた。現金の取扱いについては、1団体が施錠の上引き出しに保管していたほか、10団体で金庫に施錠して保管し、残り3団体では速やかに金融機関に納付するため保管の必要がなかったとのことだった。現金の受領から口座への納入までの期間については、当日が10、翌日までが1、1週間以内が1、3週間以内が1で、現金を受領した初日から募金を締め切る最終日までの約2か月間、現金を金庫に保管しまとめて納入していたところも1団体あったが、この団体も26年度からはその都度納入する方法に改めていた。よって、各市・区事務局とも預かった現金は概ね早急に納付するよう努めていたと言える。また、全ての事務局で、町内会や学校ごとの募金納入日の集計表や日計表を作成し、金額は口座残高と一致していることを確認した。

現金を受領した場合の領収書等の発行については、11団体で発行していたが、控えまで作成しているのは7団体だった。現金收受の証拠となるものであることから、不要な誤解を予め除外するためにも、領収書とその控えをともに作成・発行することが望ましい。

なお、当該募金事業においては、緑化推進のための活動支援として、募金額の8パーセント相当額が推進協議会から交付されており、市事務局では募金集約の口座とは別の口座で管理していた。交付額は春の募金分が527,019円、秋の募金分が2,614円で、計529,633円であった。市事務局は、更に牧区を除く各区事務局へそれぞれ募金額の8パーセント相当額、合計189,107円を緑の募金活動推進費として支出しており、各区事務局では同推進費を募金管理口座と同一の口座で管理していた。市事務局から区事務局への支出は、現金支払いとなっていたが、紛失等の事故を避けるためにも、公金に準じた取扱いをし口座振込とすることが望ましい。

#### 【緑の募金の取扱状況】

項 目	団体数	
	該当あり	該当なし
納付書の発送(学校・町内会宛)	7	7
現金寄付の有無	14	0
領収書や預り証の発行	11	3
領収書等の控えの作成	7	7
出納簿(日計表)作成	14	0

## (2) 日本赤十字社関係募金

市には、日本赤十字社定款に基づき日本赤十字社新潟県支部上越市地区(以下「上越市地区」という。)が置かれ、市長が地区長となり福祉課で会計事務を行っている。事業の一環として義援金の募集関係事務があり、25年度は東日本大震災義援金、伊豆大島等台風26号災害東京都義援金を始め計11件、南出張所・北出張所、総合事務所での集約分も合わせて450,383円の義援金があった。

福祉課における各種義援金のとりまとめ方法には、福祉課窓口での受付と木田第1庁舎ロビー等設置の募金箱の募金回収がある。募金箱は総合案内付近と市民課待合ロビーに置かれ、前者は、総合案内に職員が配置されている時間帯(午前8時30分から午後5時)に設置し、後者は同様の時間帯に鍵付ワイヤーで椅子に固定し設置していた。どちらも時間外には募金箱を回収し、毎日募金箱の中の現金と窓口受付募金があればその分も合わせた募金を複数の職員で確認後、募金額と日付を封筒に記載し、机の引き出しに入れて施錠・保管していた。また、福祉課窓口で納付され領収書を希望する方には領収書を発行しており、その控えも作成し適切に保管されていた。

南北出張所の募金については福祉課職員が回収に出向き、木田第1庁舎分と合わせて日本赤十字社新潟県支部の管理口座に納入し、各総合事務所の募金については、それぞれ事務所の担当職員が直接同口座に納入していた。福祉課では、各総合事務所から各種募金の実績額の報告を受け、上越市地区全体の実績を把握していた。

いずれの場合も、募金は上越市地区の口座には納入されず、現金として保管され日本赤十字社新潟県支部の口座に納付されていたが、福祉課取扱分の同口座への納入頻度は、概ね2か月程度の募金募集期間のものについては募金期間終了後一括して、東日本大震災義援金のように長期間にわたるものは、およそ1~2か月に1回の頻度で納入していた。集約した金額は、日々の募金については封筒に記載し、とりまとめて納付する際は現金出納簿に記載し振込の証拠となる振込金受取書を添付の上課長まで決裁を受けていた。募金は公金ではないものの、市で預かっている限り厳正な管理が求められるため、現金出納簿は日々の募金について記載し決裁を受け、できる限り速やかに入金するように改められたい。

## 9 その他

調査した86団体中翌年度への繰越金がゼロであったのはわずか6団体で、市から補助金等の交付を受けた41団体中では3団体であり、ほとんどの団体で翌年度への繰越金があった。

なお、補助金等交付団体には、補助金、交付金のほか、市からの負担金や会費、分担金等、市から直接支出された事業費を収受している団体をカウントしているが、市から間接的な補助を受けているような団体はカウントしていない。

繰越額ごとの団体数については、次の表のとおりであるが、100万円以上繰り越した団体のうち最も多額だったのは上越市地域公共交通活性化協議会の1,447万円で、次いで新幹線まちづくり推進上越広域連携会議の776万円、高田開府400年祭実行委員会の392万円であった。

86 団体中、当該年度の事業費を上回る金額を繰り越しているものは 11 団体あり、そのうち 6 団体では補助金等の交付を受けていた。事業が大規模で複数年度にわたって実施しなければ成果を得にくい場合においては、年度の区分によらず継続的に事業を実施しなければならないという事情は理解できるものの、多額の事業費を次年度に繰り越すことは最大限避けるよう予算計上の際の精査と確実な事業実施が望まれる。また、恒常的に多額の繰越金が発生している団体においては、事業運営の適正性の観点に立ち、市からの補助金等の額について検証されたい。

【次年度への事業費の繰越状況】 ( )内はうち補助金等交付団体数

繰越額等	団体数	割合(%)
繰越なし	6(3)	7.0(7.3)
1万円未満	11(5)	12.8(12.2)
1万円以上5万円未満	16(6)	18.6(14.6)
5万円以上10万円未満	11(6)	12.8(14.6)
10万円以上50万円未満	30(12)	34.9(29.3)
50万円以上100万円未満	7(4)	8.1(9.8)
100万円以上	5(5)	5.8(12.2)
計	86(41)	100.0(100.0)

## 第9 むすび

今回の調査では、平成 26 年度時点で市は 156 の任意団体の会計事務を行っていることがわかった。これらの任意団体は、市が関係自治体等と連携して事業目的を達成するために設置した協議会や、市民の柔軟な企画・運営による方が実効性があるとして市から事業を移管された実行委員会、事業内容が市と密接に関わっており市が会計事務を担当することが慣例となってきた団体など様々であり、予算・決算規模も 1 万円未満から 7,000 万円超までと幅があった。

任意団体の会計事務に従事する職員は、本来の市の業務に加え当該団体の財務処理や現金出納を行うこととなるが、会計・財務規定が整備されているのは、調査対象とした 86 団体中で 4 団体であり、ほとんどの団体では根拠となる明確な規定がないまま、従前の手順や市の財務規則を準用する中で事務を行っている状況にある。その結果、決裁手続きを経ずに支払を行ったり、支出の根拠となる書類の不備が散見されるなど、公金に準じる会計事務としては不適切な処理が生じていると思われる。また、任意団体の会計事務に従事する場合、公金以外の現金を取り扱う機会が多くなるが、収支記録や出納簿は作成していても、実際に各課等における現金の保管状況が現金出納簿等で管理されていない場合も多い。さらに、前出の平成 22 年 1 月 19 日付総務部長通知で徹底するよう周知されているにもかかわらず、キャッシュカードを作成したり口座届出印と通帳を分けずに保管するなど、改善が図られていない事例も見受けられた。

任意団体における会計事務について、市の財務規則や会計事務・契約事務の手引き等に完全に準拠するとした場合、事業運営の効率性が損なわれたりなじまないことも想定されるが、市で会計事務を取り扱う限り、公金に準じて適正に管理すべきであることから、預貯金等の引き出しや入金の際の決裁手続き、現金出納の手続き、出納簿の整備等基本的事



項については統一的な事務取扱基準を整備し、全庁的に管理体制が確立されることが望まれる。

一方で、市職員が任意団体の会計事務を行うということは、その団体へ人的補助を行い間接的に税金を投入しているとみなされることや、担当職員にとっては市の本来業務に加え、公金に準じた事務処理を行わなければならないという負担が生じていることを改めて認識し、元来、市の本来業務と連動し密接不可分であり市の業務の一環として担当すべきなのか、あるいは市のサポートがなければ団体が運営できないものなのか、団体運営のあり方について根本的な精査・検証を行われたい。